

障害福祉サービス事業者及び一般 相談支援事業者指定申請の手引き

この手引きは、令和6年7月1日現在の制度に基づき作成したものです。

山口県健康福祉部障害者支援課

目 次

I 概要

1	はじめに	1
2	指定申請に必要な障害福祉サービス等	1
3	指定の要件	2
4	指定の期間	2

II 指定の手続き

1	指定申請等	3
2	指定の更新	8
3	指定等の変更	8
4	再開・廃止・休止等	9

III 指定基準等

1	指定基準・最低基準	10
2	事業者指定の単位	10
3	用語の定義	13
4	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	14
5	短期入所	18
6	共同生活援助(グループホーム)	19
7	重度障害者等包括支援	21
8	療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	22
9	一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)	28
10	共生型福祉サービス	29

IV 参考事項

1	介護給付費又は訓練等給付費の請求	30
2	人員配置基準に必要な項目の算出方法	30
3	サービス管理責任者	31
4	契約(基本的な考え方)	39
5	施設内防災計画	39
6	確認が必要な告示、通知	40

I 概要

1 はじめに

- ・ 障害福祉サービス事業等を提供する事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の規定に基づき、事業所が所在する知事（中核市においては当該市長）の指定を受ける必要があります。
- ・ この手引きは、障害福祉サービス事業者や一般相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）の指定を受けるために必要な要件や、手続きの概略を説明したものです。申請を行う前に必ずお読みください。

2 指定申請の必要な障害福祉サービス等

指定の対象となる障害福祉サービス等の種類及び概要は次のとおりです。

	種 類	事業の概要
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行う。
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者で常に介護を必要とする人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援	一般就労に移行した障害者に対し、就労に伴う生活上の課題解決のための連絡調整や指導・助言等を行う。
自立生活援助	障害支援施設等から地域での一人暮らしへ移行した障害者に対し、自立した地域生活を送れるよう、定期的な訪問や随時の相談対応を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
一般相談支援	入院、入所している障害者が地域で生活できるよう必要な支援を行うとともに、単身で暮らしている障害者が地域で生活できるよう、緊急時の相談・支援を行う。

3 指定の要件

障害福祉サービス事業者等の指定を受けるためには、次に掲げる要件のいずれも満たしている必要があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 法人格を有していること（指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、専ら社会福祉事業を行う者であること） ② 事業所の従業者の知識、技能及び人員が条例で定める基準を満たしていること ③ 事業所の設備や運営が条例で定める基準を満たしていること ④ 障害者総合支援法第36条第3項各号に掲げる欠格事項に該当しないこと |
|--|

(1) 指定基準

指定基準は、サービス種別ごとに次の3つの視点で構成されています。

人員基準	従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準
設備基準	サービスの提供に当たり、事業所等に必要な設備等に関する基準
運営基準	サービスの提供に当たり、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準

(2) 最低基準

最低基準とは、障害福祉サービス事業等を行うに当たって、最低限必要な設備及び運営に関する基準について定められている基準のことです。

「療養介護」「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」については、指定基準に加え、この最低基準についても要件を満たす必要があります。

4 指定の期間

指定の期間は、指定日から6年間です。

II 指定の手続き

1 指定申請等

障害福祉サービス事業者等の指定に関し、必要な手続きは下記のとおりです。

- ①事前相談・事前協議
- ②法人格未取得の場合は、法人格の取得
- ③必要な場合は、定款の変更手続
- ④指定障害福祉サービス事業者等の指定申請手続
- ⑤障害福祉サービス事業等の開始届手続
- ⑥介護給付費等算定届関係の手続
- ⑦業務管理体制整備の届出
- ⑧利用予定者の介護給付費等に係る支給決定手続
- ⑨利用予定者との契約手続

このうち、本手引きでは、①～⑦について説明します。

(1) 申請・届出に関する相談

- 事業者の指定は、「毎月1日付け」で行います。
- 申請書の不備等によっては審査期間が延長される場合もありますので、余裕を持って早めに相談、申請されるようお願いします。

<指定までのスケジュール>

指定希望日の2か月前まで		指定希望日の 1か月前まで	指定希望日の前月	指定			
① 事前 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定 ・法人格取得 ・市町等への事前協議（利用者の確保） ・関連法令（建築・消防等）手続 ・職員体制の検討 など 	② 事前 協議 シ ー ト 提 出	③指 定 申 請	④ 受 理	⑤ 審 査 （ 現 地 調 査 含 む）	⑥ 指 定 書 の 送 付	毎月1 日付
例) 1月1日指定の場合		10/31	11/30		12/31	1/1	

(2) 事前相談について

- 事前相談は、新規に指定を受けようとする日のおおむね3か月前（1月1日指定⇒10月1日）を目途に行ってください。
- 制度概要を把握し、おおむね実施する障害福祉サービス事業の種類を決めたうえで、ご相談ください。なお、既に障害福祉サービス事業を実施されている場合も、できるだけご相談ください。
- 電話での相談も可能ですが、できるだけ窓口で訪問のうえ、相談してください。
- なお、土・日・祝祭日等の閉庁日は相談業務を行っていません。

(3) 事前協議について

- 指定申請書を提出する前まで（指定予定日の2か月前まで）に、「指定障害福祉サービス事業者指定申請に係る事前協議シート」（以下「事前協議シート」という。）に添付書類を合わせて、管轄する健康福祉センター保健福祉・総務室に3部提出してください（郵送での受付はできません）。
- 事前協議シート提出の対象となるサービスは次のとおり。
 - * 障害福祉サービス事業（空床・併設型の短期入所、就労定着支援、自立生活援助を除く）
 - * 一般相談支援事業（地域移行・地域定着）

《主な確認事項》

- ・ 事業目的
 - ・ 定款（就労継続支援A型事業所についてのみ必要）
 - ・ 運営法人の登記事項証明書
 - ・ 事業実施予定の建物に関する他法令の適合状況
（建築基準法、消防法、都市計画法、食品衛生法など）
 - ・ 管理者、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の資格
 - ・ 利用者の確保見込み及び収支予算（事業の継続性）
 - ・ 圏域市町への事前相談状況（地域におけるニーズの確認を必ず行うこと）
 - ・ 近隣住民への事前説明の状況
 - ・ 事業実施予定場所の安全性（土砂災害特別警戒区域等に該当していないか）
 - ・ 就労系にあっては生産等活動の概要
- | | |
|----------------------------|---|
| 就労A：最低賃金を保障できる事業内容となっているか。 | } |
| 就労B：利用者工賃を月3000円以上保障できるか。 | |

- 内容を審査し、疑義がある場合については後日事業者にご連絡します。
- 連絡等なければ、指定予定日の1月前までに指定申請書を提出してください。
- 「**他法令に関する状況の申出書**」も添付書類となります（訪問系・一般相談支援事業を除く）。

《「他法令に関する状況の申出書」の提出について》

- ・ 障害福祉サービス事業所等の指定を受け事業を実施するためには、指定基準に適合しているほか、建築基準法、都市計画法、消防法等の様々な関係法令を遵守する必要があります。
- ・ このため、山口県では、事業者が障害福祉サービス事業所等の新規指定申請及び事業所の所在地の変更・増築等を行う際、事前に「**他法令に関する状況の申出書**」の提出を求め、関係法令に基づく手続き等の状況を確認しています。
- ・ ついては、関係機関と協議するなどの必要な手続きを行うとともに、申出書を県まで提出してください。

※ 指定済み事業所であっても、増築、改築、事業所移転、グループホームの住居追加等の場合にも、申出書の提出の必要があります。

《特定障害福祉サービスに係る事前相談について》

- ・ 特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援A型・B型）については、山口

県障害福祉計画に定める県又は圏域の当該指定障害福祉サービス量が充足している場合、指定をしないことができる、とされています。(障害者総合支援法第36条5項)

- ・このため特定障害福祉サービスの申請にあたっては、必ず各圏域の全市町に事前相談を行い、障害福祉計画上のサービス見込み量等について確認してください。

<法人格について>

- ・定款については、障害者や障害児のそれぞれのサービスを行うことが読み取れるものでなければなりません。このような記載が現定款にない場合、定款を変更していただく必要がありますのでご確認ください。

【記載例】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 障害福祉サービス事業」

- ・指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければなりません。

(4) 申請書・届出書の提出

- ・指定予定日の1月前までに指定申請書を提出してください(正本1部・副本1部)。
- ・所管の健康福祉センター(窓口:保健福祉・総務室)で受け付けます。郵送の場合は、封筒に「〇〇健康福祉センター保健福祉・総務室」と記載してください。
- ・申請書に併せて、事業開始届出書及び介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出も必要となります。

[健康福祉センターの所在地、連絡先]

名 称	所在地	電話番号	所管区域
岩国健康福祉センター	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1522	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター	〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1	0820-22-3777	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南健康福祉センター	〒745-0032 周南市毛利町2-38	0834-33-6422	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター	〒753-8588 山口市吉敷下東3丁目1-1	083-934-2528	山口市、防府市
宇部健康福祉センター	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50	0836-31-3201	宇部市、美祢市、山陽小野田市
長門健康福祉センター	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター	〒758-0041 萩市江向531-1	0838-25-2663	萩市、阿武町

- 下関市に所在する障害福祉サービス事業者等の指定は下関市(障害者支援課)が行います。

- 完備した状態の申請書の提出から指定までの標準的な期間として約1か月が必要となります。例) 4月1日の指定を希望される場合⇒2月末日までに提出
- 人員、設備等の要件に不足がある場合や書類に不備がある場合などは、要件の充足や書類の補正等を行っていただきます。当該要件充足等で時間を要した場合、指定日が遅れることもありますので、御了承ください。

(5) 審査

- ・ 各サービスに係る指定基準を満たしているかどうか、提出された書類に基づき、具体的な審査を行うとともに、実地による確認を行います。
- ・ 現地確認については、次の点に御留意ください。
 - ◇ 現地確認には、**管理者またはサービス管理責任者の立会が必要**です。
 - ◇ 次に掲げる書類を準備してください。

<p>【事業所運営に係るもの】 勤務表 就業規則 雇用契約書 事故対応マニュアル 感染症対応マニュアル 虐待防止マニュアル 施設内防災計画 建築検査済証 消防検査関係書類</p> <p>【サービス提供に係るもの】 利用契約書 重要事項説明書 アセスメント・個別支援計画の書式</p> <p>※その他必要な書類等については、別途指示します。</p>
--

(6) 指定

- ・ 審査の結果、要件を満たしている場合は、指定通知を送付します。

<申請等に必要な書類>

- ①指定申請書（様式第1号）及び他の法律において既に指定を受けている事業等について（様式1号の別紙）
- ②付表（1～17）
各サービスの事業概要について記載する書類です。
- ③添付書類
各サービスの基準を満たしているかどうかを確認するために申請書類に添付していただく書類です。

添 付 書 類 一 覧	
案内図	
定款、寄附行為等*及び登記事項証明書又は条例等 ※「定款、寄附行為等」は、就労継続支援A型事業所のみ添付が必要です。	
運営規程	
参考様式1	事業所平面図
参考様式2	設備・備品等一覧表
参考様式3	経歴書
参考様式4	実務経験証明書
参考様式5	実務経験見込証明書

参考様式 6	利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
参考様式 7	指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等
参考様式 8	障害者総合支援法第 36 条第 3 項各号に該当しない旨の誓約書
参考様式 9	利用予定者名簿
参考様式 10	障害者の虐待防止のための措置に関する事項
参考様式 11	社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票
建物構造概要	
土地・建物の登記事項証明書、建物の賃貸借契約書	
医療法に規定する医療機関として許可を受けたことが分かる証明書等（療養介護のみ）	
協力医療機関との契約内容が分かるもの	
基準条例で規定する「施設内防災計画」（地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画）	
事業所の外観及び指定基準の要件となっている設備等が確認できる内観写真	
指定申請書類チェックシート	

④介護給付費等算定に係る体制に関する届出書（様式第 5 号）、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1 ～ 5 4 - 3）

介護給付費及び訓練等給付費を算定するに当たって必要となりますので、指定申請に併せて、あらかじめ、加算項目等をこの書類により届け出てください。

*** 介護給付費等算定届とインターネット請求**

介護給付費等のインターネット請求では、山口県が介護給付費等算定届の内容（報酬区分や体制加算等）を事業所情報として国保連合会に提供します。

システム内で事業所から提出された請求データと、山口県から提出された事業所情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があるとエラーと判定されます。

届出を行う際は、各加算等の算定要件をよく確認いただき、請求の際は届出の内容に沿って行っていただく必要があります。

また、届出の内容に変更があった場合は、速やかに変更届出を行っていただく必要があります。

⑤事業開始届

障害福祉サービス事業等を開始するに当たっては、指定申請とは別に、この書類により届出を行う必要があります。

⑥業務管理体制整備の届出

不正事案の発生防止の観点から、法令遵守責任者の選任など事業運営の適正化を図るための体制を整備し、その旨を届け出る必要があります。

* 各種申請関係書類データは、山口県のホームページ（※）に掲載していますので、各自ダウンロードをお願いします。

（※）山口県障害者支援課ホームページ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18697.html>

2 指定の更新

- ・ 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定の有効期間は指定の日から6年間となっています。
- ・ 指定通知書に有効期間が記載されていますので、更新期限の1月前までに更新手続き（更新申請書等の提出）を行ってください。
- ・ 有効期間満了日までに、更新申請手続きが行われない場合、指定が失効しますので、留意してください。

※複数のサービスの指定を受けている事業者で、それぞれの指定期限が異なる場合、最も早い更新時にまとめて更新を行うことが可能です。

（例 居宅介護：R6.3.31まで、同行援護：R6.6.30までの場合、同行援護の指定更新を居宅介護の更新時（R6.3.31）に併せて行うことができます。この場合、同行援護の更新後の指定有効期間は、R12.3.31となります。）

3 指定等の変更

(1) 変更届・変更申請

指定障害福祉サービス事業者等は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届出書」（様式第2号）を提出することが必要です。

ただし、「生活介護又は就労継続支援の利用定員を増やしてサービス量を増加させる場合」や「障害者支援施設において障害福祉サービスの種類を変更しようとする場合又は当該指定に係る入所定員（生活介護又は施設入所支援に係る場合のみ）を増加しようとする場合」は、変更の指定を希望する日の1月前までに「指定変更申請書」を提出することが必要です。

また、「共同生活援助の利用定員を増やす場合」についても、新たな住居が指定基準を満たしているか現地確認を行いますので、変更日の1月前までに「変更届出書」を提出いただくようお願いします（変更日は指定と同様に原則として毎月1日となります。）。

(2) 介護給付費等算定体制（加算関係）の変更

介護給付費等算定体制（加算関係）を変更しようとする場合は、その変更に係る事項について届出が必要になります。届出に係る加算等算定期間は次のとおりです。

算定開始時期の取扱い（原則） *下記によらない場合があるので注意

① 加算等の算定される単位数が増える場合

- ・ 届出が月の15日以前に行われた場合…翌月から算定を開始
- ・ 届出が月の16日以降に行われた場合…翌々月から算定を開始

② 加算等の算定される単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合
届出の時期にかかわらず、加算等の単位数が減る（又は算定されなくなる）事実が発生した日から算定を行わないものとする。

(3) 介護給付費等算定に係る体制等の届出

サービス管理責任者等の従業者の人員配置が、利用者の数に応じて定まってくる事業について、前年度実績の確定等に伴い、必要な人員配置や加算要件が変更となる場合は、次の届出書を提出する必要があります。

共同生活援助、療養介護、生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、自立生活援助	<ul style="list-style-type: none">・令和〇年度体制等に関する自己点検票・介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表・令和〇年度平均利用者数に関する届出書・令和〇年度従業者の体制及び勤務形態一覧表・令和〇年度平均障害支援区分に関する届出書（生活介護及び共同生活援助のみ）
---	---

※ その他にも提出を依頼するものがありますので、当課からの指示に従って必要な書類の提出をお願いします。

4 再開・廃止・休止等

(1) 廃止・休止

指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者がサービスを廃止又は休止する場合は、1か月前に「廃止・休止届」を提出してください。

また、事業を廃止・休止する場合は、利用者が引き続きサービスを利用できるよう連絡調整等を行うとともに、「廃止・休止届」に「指定障害福祉サービスを受けている者に対する対応状況一覧表」や面談記録の写し等を添付することが必要です。

(2) 再開

休止した事業を再開した場合は、10日以内に再開届出書を提出してください。

*再開日は、月の初日としてください。

(3) 指定辞退

指定障害者支援施設は、指定を辞退する場合には3か月以上の予告期間を設け、その指定を辞退することができます。指定を辞退する場合は、廃止の3か月前に辞退届を提出してください。

5 障害福祉サービス事業者等の吸収合併等

指定手続に関し、施設・事業所等の職員に変更がない等、吸収合併等の前後で事業所が実質的に運営されると認められる場合は、吸収合併等の法人が運営する事業所が指定を受けようとする際に、提出すべき書類等については、吸収合併等前の旧法人が運営する事業所が指定を受けた際に提出する内容から変更があった部分についてのみ届け出ることにより足りるものとする。

[例. 法人格以外に変更がない場合、申請書や事業所を運営する法人の法人格が変更したことがわかる登記事項証明書、法人の代表者名等の記載がある書類等を提出することで差し支えない]

Ⅲ 指定基準等

1 指定基準・最低基準

指定を受けるには、次の指定基準等を満たすことが必要です。この他、厚生労働省から、「告示」や「通知」も発出されており、これらについても事業者として把握しておく必要がありますので、御確認ください（40頁）。

[指定基準]

サービス種類	条 例 等
障害福祉サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年山口県条例第40号） ・指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年山口県規則第84号） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
一般相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）

[最低基準]

サービス種類	条 例
療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年山口県条例第42号） ・障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年山口県規則第75号）

2 事業者指定の単位

(1) 従たる事業所

指定障害福祉サービス事業者等の指定は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行います。

ただし、生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）（以下「日中活動サービス」という。）については、次の要件を満たす場合には、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供を行う場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができます。

①人員及び設備に関する要件	ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されるとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること
---------------	--

	<p>イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上 ・就労継続支援A型又はB型 10人以上 <p>ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと</p> <p>エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと</p>
<p>②運営に関する要件</p>	<p>ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること</p> <p>イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互に支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に主たる事業所から急遽代理要員を派遣できるような体制）にあること</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること</p>

(2) 出張所等の取扱いについて

指定障害福祉サービス事業者の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものであるが、例外的に生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、(1)の②の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができます。

(3) 多機能型事業所

多機能型事業所とは、指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型並びに指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援の事業のうち2つ以上の事業を一体的に行う事業所のことをいいます。

ア 指定

「多機能型事業所」に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行います。このため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定となります。

イ 多機能型事業所の特例

(7) 従業員の員数の特例

常勤の従業者	利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の員数にかかわらず、1人以上とすること
サービス管理責任者	多機能型事業所（多機能型指定児童サービス事業所を除く。）において、当該多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、次のとおりとすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合 1人以上 ・ 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合 1人に60人を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上とすること

(イ) 設備に関する特例

サービスの提供に支障のない範囲内において兼用することが可能です。

(ウ) 利用定員に関する特例

- ・ 一部の例外（重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型事業所が、多機能型児童発達支援事業を一体的に行う場合など）はありますが、利用定員は、多機能型の事業所全体の合計で20人以上で、かつ、事業の区分ごとに次に定める利用定員以上である必要があります。

生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援	6人
就労継続支援A型、就労継続支援B型	10人
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	5人

(4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合の取扱い

- ・ 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこととなります。
- ・ また、同一法人による複数の事業所が複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能です。

3 用語の定義

用 語	定 義
<p>常勤換算方法</p>	<p>当該事業所の従業者の勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること</p>
<p>勤務延べ時間数</p>	<p>勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること</p>
<p>常勤</p>	<p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者の勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。</p>
<p>専ら従事する、 専ら提供にあたる、 専従</p>	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。この場合のサービス提供時間帯とは、当該事業者の当該事業所における勤務時間（サービス提供を設定する場合は、サービス提供単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>

4 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

(1) サービス内容

種類	内容
居宅介護	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

(2) 人員・設備基準

人員基準	従業者	常勤換算で2.5以上（介護福祉士、居宅介護従業者養成研修課程修了者など）
	サービス提供責任者	事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可）
	管理者	常勤で、かつ、原則として専ら管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	利用申込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること

ア サービス提供責任者の員数

事業の規模（居宅介護のほか、重度訪問介護、同行援護、行動援護、介護保険法に基づく訪問介護事業等を一体的に行っている場合には、その事業の規模（*））に応じて、次のいずれかに該当する員数の配置が必要となります。常勤換算方法によることもできます。

*事業の規模：前3月の平均値（暦月ごとの数を合算し、3で除して得た数以上）

- ① 当該事業所のサービス提供時間が概ね450時間（重度訪問介護の場合は1,000時間）又はその端数を増す毎に1人以上

- ② 当該事業所の従業者の数が 10 人（重度訪問介護の場合は 20 人）又はその端数を増す毎に 1 人以上
- ③ 当該事業所の利用者の数が 40 人（重度訪問介護の場合は 10 人）又はその端数を増す毎に 1 人以上
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。

例えば、月間の延べサービス提供時間が 450 時間を超えていても、従業者の人数が 10 人以下であれば②の基準により、また、利用者の数が 40 人以下であれば③の基準により、サービス提供責任者は 1 人で足りることになります。

イ 常勤換算方法でサービス提供責任者を配置する場合の特例

- ・ 事業所ごとに常勤・専従の者を事業の規模に応じて 1 名配置します。
- ・ 指定基準上、1 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として 1 人分のみの常勤換算が可能となります。
- ・ 指定基準上、6 人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、当該事業所のサービス提供責任者の 3 分の 2 以上を常勤の者とします。
- ・ 非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、当該事業所の常勤の勤務すべき時間数の 2 分の 1 以上に達していることが必要です（常勤換算方法で 0.5 人以上）。

[計算例]（サービス提供時間 500 時間、従業者数 25 人、利用者数 80 人の場合）

- ・ 常勤換算方法により必要となるサービス提供責任者数

次の計算のうち、①を採用すると 1.2 人が必要

$$\textcircled{1} 500 \div 450 = 1.11 \rightarrow 1.2 \text{ (少数第 1 位に切り上げ)}$$

$$\textcircled{2} 25 \div 10 = 2.5$$

$$\textcircled{3} 80 \div 40 = 2$$

- ・ この場合配置すべき最低人員は、常勤のサービス提供責任者は 1 人、非常勤のサービス提供責任者は 0.5 人（ $1.2 - 1 = 0.2$ となるが、最低 0.5 人が必要）となります。

ウ サービス提供責任者・従業者の資格要件について

(ア) サービス提供責任者

資格の種類		居宅介護	重度訪問 介 護	同行援護	行動援護
介護福祉士		○	○	○ (注3)	○ (注5)
実務者研修修了者		○	○	○ (注3)	○ (注5)
介護職員基礎研修修了者		○	○	○ (注3)	○ (注5)
居宅介護従業者 養成研修修了者	1級	○	○	○ (注3)	○ (注5)
	2級	×	○ (注2)	○ (注4)	○ (注5)
居宅介護職員初任者研修修了者		×	○ (注2)	○ (注4)	○ (注5)
介護職員初任者研修修了者		×	○ (注2)	○ (注4)	○ (注5)
行動援護従業者養成研修修了者		×	×	×	○ (注6)
訪問介護員養成 研修修了者	1級	○	○	○ (注3)	○ (注5)
	2級	×	○ (注2)	○ (注4)	○ (注5)

注1 「●」は、従事することはできませんが、報酬上、減算措置があります。

注2 3年以上介護等の実務経験が必要です。

注3 同行援護従業者養成研修（一般・応用課程）を修了することで従事することができます。

注4 3年以上介護等の実務経験があれば、同行援護従業者養成研修（一般・応用課程）を修了することで従事することができます。

注5 行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を修了し、知的障害者（児）又は精神障害者（児）に対する介護等の実務経験が3年以上必要です。なお、令和9年3月31日までは、5年以上の実務経験で足りる旨の経過措置があります。

注6 知的障害者（児）又は精神障害者（児）に対する介護等の実務経験が3年以上必要です。

(イ) 従業者の資格要件

資格の種類		居宅介護	重度訪問 介 護	同行援護	行動援護
介護福祉士		○	○	○ (注2)	○ (注3)
実務者研修修了者		○	○	○ (注2)	○ (注3)
介護職員基礎研修修了者		○	○	○ (注2)	○ (注3)
居宅介護従業者養成研修修了者	1・2級	○	○	○ (注2)	○ (注3)
	3級	●	●	● (注2)	×
居宅介護職員初任者研修修了者		○	○	○ (注2)	○ (注3)
障害者居宅介護従業者基礎研修		●	●	● (注2)	×
介護職員初任者研修修了者		○	○	○ (注2)	○ (注3)
重度訪問介護養成研修修了者		●(注4)	○	×	×
同行援護従業者養成研修修了者		×	×	○	×
行動援護従業者養成研修修了者		×	×	×	○ (注5)
訪問介護員養成研修修了者	1・2級	○	○	○ (注2)	○ (注3)
	3級	●	●	● (注2)	×

注1 「●」は、従事することはできますが、報酬上、減算措置があります。

注2 視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇職員に限る。）に1年以上従事した経験が必要です。

注3 行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を修了し、知的障害者（児）又は精神障害者（児）に対する介護等の実務経験を1年以上有することで従事することができます。なお、令和9年3月31日までは、2年以上の実務経験を有すれば従事できる経過措置があります。

注4 身体障害者の直接支援業務も従事経験を有するものであり、かつ、年末年始等、一時的に人材保護の観点から市町がやむを得ないと認める場合に限り従事できます。

注5 知的障害者（児）又は精神障害者（児）に対する介護等の実務経験が1年以上必要です。

5 短期入所

(1) サービス内容

居宅においてその介護をする者の疾病等の理由により、入所を必要とする障害者（児）につき、障害者支援施設等に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援

(2) 類型別指定基準

短期入所サービスは、類型別に、人員・設備基準が定められています。

区分	類 型	基準の概要等	
概要	併設型	指定障害者支援施設等に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設等と一体的に運営を行う事業所	
	空床型	利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において指定短期入所の事業を行う事業所	
	単独型	指定障害者支援施設等以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所事業を行う事業所（「併設型」「空床型」以外）	
人員基準	従業者	併設型 空床型	当該施設の入所者数及び指定短期入所事業の利用者数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上（当該施設の指定基準・最低基準） * 本体施設が共同生活介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練事業所の場合は、別途基準あり
		単独型	① 他のサービス（入所を除く）を行う事業所において、当該他のサービス提供時間帯において短期入所を行う場合の生活支援員等の数 ⇒他のサービスの利用者数及び指定短期入所事業の利用者数の合計数を当該他のサービスの利用者とみなした場合に、当該他のサービス事業所として必要とされる数以上 ② 上記以外の時間帯における生活支援員等の数 ⇒当該日の利用者数が6人以下：1人以上 当該日の利用者数が7人以上：1人に当該日の利用者の数が6人を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の可）	
設備基準	居室	併設型 空床型	指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用されていない居室を用いること
		単独型	<ul style="list-style-type: none"> ・一の居室の定員は、4人以下とすること ・地階に設けてはならないこと ・利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8㎡以上とすること

設 備		<ul style="list-style-type: none"> ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること
	併設型	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる
	空床型	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる
	単独型	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂：食事の提供に支障がない広さを有するとともに、必要な備品を備えること ・浴室：利用者の特性に応じたものであること ・洗面所、便所：居室のある階ごとに設けるとともに、利用者の特性に応じたものであること

6 共同生活援助（グループホーム）

(1) サービス内容

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援

介護サービスを自ら行うか外部に委託するかで下記の2種類に分かれます。

介護サービス包括型	事業者自ら介護サービスを実施
外部サービス利用型	事業者は介護サービスのアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託

また、平成30年4月より、障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、常時の支援体制を確保した上で日常生活上の支援を行う「日中サービス支援型」が創設されました。

(2) 指定の単位

- ・ 個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居を一つの事業所として指定します。
- * 「一定の地域の範囲」：主たる事務所から他の共同生活住居まで概ね30分程度で移動できる範囲
- ・ 事業所における共同生活住居の入居定員の合計が4人以上であることが必要です。

(3) 指定基準

区 分	介護サービス 包括型	日中サービス 支援型	外部サービス利用型
対象者	障害者 ※65歳以上の身体障害者については、65歳となる前に障害福祉サービス（身体障害者手帳の交付、障害基礎年金の支給を含む）を利用していた者に限る。		
介護サービスの提供	事業者自ら実施		事業者はアレンジメント（手配）のみ行い、外部の居宅介護事業所に委託
管理者	常勤1人（他の職務との兼務可）		
サービス管理責任者	30：1（常勤でなくても可）		
生活支援員	次の①～④を合算した数以上 （常勤換算方法） ① 区分3 9：1 ② 区分4 6：1 ③ 区分5 4：1 ④ 区分6 2.5：1		配置不要
世話人	6：1（常勤換算方法）	5：1（常勤換算方法）	6：1（常勤換算方法）
定員（事業所）	4人以上		
定員 （共同生活住居）	新規建物2～10人 既存建物2～20人		
定員（ユニット）	2人以上10人以下		
立地条件	入所施設及び病院の敷地内は原則不可		
居室面積	7.43㎡以上（収納設備は除く。）		
居室定員	1人		
設備	複数の居室、居間、食堂、便所、浴室、洗面所、台所等が必要		
従業者以外の介護	外部委託可		—
協力医療機関 協力歯科医療機関	必要		

※ 平成26年4月より、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、本体住居との連携を前提とした1人暮らしに近いサテライト型住居の仕組みが創設されました。サテライト型住居の設置にあたっては、別途基準がありますので、よく確認するとともに、不明な点があればお問い合わせください。

(4) 防火安全対策

消防法令により、障害の程度が重い方が利用するグループホームについては、防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けられています。

また、自動火災報知設備や火災通報装置、消火器及びスプリンクラーの設置も義務

付けられています。

＊事業を行う際には、事前に必ず地元の消防署に協議し、必要となる防火対策の具体的内容を確認をいただき、対策を講じてください。

(5) 介護サービス包括型・日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における居宅介護の利用

指定規則第131条の17第3項及び第4項(第133条の8において準用する場合を含む。)において「生活支援員の業務を外部の事業者に委託できる」こととなっています。

この規定によって、例えば、居宅介護事業者に委託し、当該事業所の従事者にグループホームの生活支援員の業務を担わせることは可能です。

7 重度障害者等包括支援

(1) サービス内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供

(2) 指定基準

人員基準	従業者	指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を除く。）又は指定障害者支援施設の基準を満たすとともに、次のいずれの要件にも該当する者（サービス提供責任者）を1人以上（1人以上は専任かつ常勤） ・相談支援専門員 ・重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	利用申込の受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備、備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮
運営基準		<ul style="list-style-type: none">・ 重度障害者包括支援以外に、何らかの指定障害福祉サービス（指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事業者を除く。）又は指定障害者支援施設の指定を受けていること・ 利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していること・ 自ら又は委託により2以上の障害福祉サービスを提供できる体制があること・ 主たる対象者に関する専門医を有する医療機関と協力体制があること・ サービス利用計画を週単位で作成するとともに、定期的にサービス担当者会議を開催すること・ 主たる対象者と利用者数(対応可能な利用者の数)等を運営規程に定める こと

	<p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者等包括支援事業者及び委託事業者は以下の要件を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援については最低基準を満たすこと ② 短期入所、共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を除く。）については指定基準を満たすこと ③ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護については、ヘルパーの資格要件は設定しない。ただし、同居家族による介護は不可
--	--

8 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助

(1) サービス内容

種 類	内 容
療養介護	<p>病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話</p>
生活介護	<p>障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助</p>
自立訓練 (機能訓練)	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行われる、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援</p>
自立訓練 (生活訓練)	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行われる入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援</p>
就労移行 支援	<p>就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の仕事所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき行われる、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じ</p>

	た職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援のいずれかの利用を経て一般就労した後6か月が経過した者につき行われる、就労の継続を図るための連絡調整や指導・助言その他の必要な支援
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した者等につき行われる、定期的な居宅訪問や随時の訪問対応による状況把握、並びに情報提供や助言その他の必要な支援

(2) 共通的な人員配置基準

管理者 (施設長)	資格要件	療養介護	医師
		就労継続支援	次のいずれかを満たす者 ① 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ② 社会福祉法に規定する社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者 ③ 企業を経営した経験を有する者 ④ ①～③と同等以上の能力を有すると認められる者
		その他の事業	上記の①若しくは②又は①②と同等以上の能力を有すると認められる者、のいずれかを満たす者
	責務	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと 事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと 	
	専ら当該事業所の職務に従事するものであること ただし、当該事業所の管理上、支障がない場合は、「当該事業所の他の職務」又は「他の事業所の職務」との兼務は可		
サービス管理責任者	配置数	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が60人以下 1人以上 利用者が61人以上 利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ＊自立生活援助は除く	

	資格要件	<p>次のいずれも満たす者（詳細は30～31頁を参照）</p> <p>① 障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3～8年</p> <p>② 相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサービス管理責任者研修（基礎研修及び実践研修）修了</p>
	業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画の作成に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者について、適切な方法によりアセスメントを行うとともに利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を加え、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握し、個別支援計画の原案を作成 ○ 個別支援計画の作成に係る会議を利用者本人を含め開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案に対する意見を聴取 ○ 個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること ○ 作成した個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付 ○ 個別支援計画の実施状況を把握し、3月又は6月に1回以上見直しを実施 ・ 利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用状況等を把握 ・ 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施 ・ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと ・ 業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない
		専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、①管理者、②人員配置基準を超える人数を配置しているサービス提供職員のいずれかとの兼務は可
サービス提供職員		専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(3) サービスごとの個別基準

ア 療養介護

人員 基準	サー ビス 提供 職員	医師	健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上
		看護職員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を2で除した数以上
		生活支援員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を4で除した数以上（1人以上は常勤）
設備基準		医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備	
最低定員		20人	

イ 生活介護

人員 基準	サー ビス 提供 職員	医師	日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
		看護職員	生活介護の単位ごとに1人以上
		理学療法士、 作業療法士 又は 言語聴覚士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
		生活支援員	生活介護の単位ごとに1人以上（1人以上は常勤）
		* 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で、①から③までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数 ①平均障害支援区分が4未満：利用者数を6で除した数以上 ②平均障害支援区分が4以上5未満：利用者数を5で除した数以上 ③平均障害支援区分が5以上：利用者数を3で除した数以上	
設備 基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	相談室	間仕切り等を設けること	
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること	
	多目的室その他運営に必要な設備		
最低定員		20名	

ウ 自立訓練（機能訓練）

人員基準	サービス提供職員	看護職員	1人以上（1人以上は常勤）
		理学療法士、 作業療法士 又は 言語聴覚士	1人以上
		生活支援員	1人以上（1人以上は常勤）
		* 1 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 2 訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと	
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	相談室	間仕切り等を設けること	
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること	
	多目的室その他運営に必要な設備		
最低定員		20名	

エ 自立訓練（生活訓練）

人員基準	サービス提供職員	生活支援員	常勤換算で①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者数を10で除した数の合計数以上（1人以上は常勤） ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者
		地域移行支援員	指定宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上
		* 訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと	
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	相談室	間仕切り等を設けること	
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること	
	* 指定宿泊型自立訓練を行う事業所にあつては、上記の設備のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること（指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所の場合は訓練・作業室を設けないことができる） ・居室：居室の定員1人、居室面積が収納設備等を除き、7.43㎡以上 ・浴室：利用者の特性に応じたものであること		
最低定員		20名	

オ 就労移行支援（通常型）

人員基準	サービス提供職員	職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：常勤換算で利用者数を6で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上 *職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤
		就労支援員	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上
設備基準	訓練・作業室		訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室		間仕切り等を設けること
	洗面所・便所		利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備掲載		
最低定員		10名	

カ 就労継続支援（A型、B型）

人員基準	サービス提供職員	職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：常勤換算で利用者数を10で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上 *職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤
		就労支援員	
設備基準	訓練・作業室		訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室		間仕切り等を設けること
	洗面所・便所		利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備		
最低定員		<ul style="list-style-type: none"> ・A型：雇用契約締結利用者10名 雇用契約未締結利用者は、利用定員の2分の1以内かつ9名以内 ・B型：20名 	
<p>《就労継続支援事業に係る留意事項》</p> <p>※ 就労継続支援A型事業にあつては、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</p> <p>※ 原則として、賃金・工賃等に自立支援給付費を充ててはならない。</p>			

キ 就労定着支援

人員基準	就労定着支援員：常勤換算で利用者数を40で除した数以上
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うために必要な広さの区画 ・サービスの提供に必要な設備及び備品等
実施主体	過去3年以内に3人以上、一般就労へ移行させた実績のある生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援事業所、又は障害者就労・生活支援センター

※定員は設定しない

ク 自立生活援助

人員基準	地域生活支援員	利用者25人につき1人
	サービス管理責任者	<p>[常勤の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：利用者数が60人を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 <p>[常勤以外の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が30人以下：1人以上 ・利用者数が30人以上：利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 <p>*併設する指定地域移行支援事業所又は指定地域定着支援事業所を一体的に運営している場合は、当該事業所に配置された相談支援専門員については、指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者の職務と兼務して差し支えない。</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うために必要な広さの区画 ・サービスの提供に必要な設備及び備品等 	

※定員は設定しない

9 一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

(1) サービス内容

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等における相談その他必要な支援

(2) 指定基準

ア 地域移行支援

従業者	・専従の指定地域移行支援従事者（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）を置くこと ・指定地域移行支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

イ 地域定着支援

従業者	・専従の指定地域定着支援従事者（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）を置くこと ・指定地域定着支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

(3) 相談支援専門員の資格要件

相談支援専門員として配置するためには、①及び②の要件を満たす必要があります。

①実務経験	障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（年数は経験の種類に応じて3年、5年、10年）（*1）
②研修の修了	「相談支援従事者初任者研修」を修了（*2）

- *1 実務経験の要件は、平成24年3月30日厚生労働省告示第226号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定められています。（38頁参照）
- 2 研修の修了要件は、県の実施する相談支援従事者初任者研修（7日間）を修了していることです。また、現任研修を5年に1度受講することも必要です。

10 共生型障害福祉サービス

介護保険サービスの指定を受けた事業所について、障害福祉サービスの指定を受けやすくする指定基準の特例として、平成30年4月から「共生型」が設けられました。

指定手続きについて、可能な限り簡素化を図る観点から、介護保険サービスに係る指定申請の際に提出済みの事項等については、申請書の記載または書類の提出を省略できることとします。詳しくは、お問い合わせください。

○「共生型」の対象サービス

【ホームヘルプ系】居宅介護、重度訪問介護

【デイサービス系】生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【ショートステイ系】短期入所

例) 介護保険サービスの「指定通所介護」事業所であれば、障害福祉サービスの「生活介護」の指定が受けやすくなる（「共生型生活介護」としての申請が可能）。

IV 参考事項

1 介護給付費又は訓練等給付費の請求

(1) 請求について

介護給付費又は訓練等給付費の請求は市町から支払事務の委託を受けた山口県国民健康保険団体連合会に対し、インターネットによって行うようになります。

事業所指定を受けた後、国保連からインターネット請求に必要な「テストID」、「仮パスワード」を記載した通知や「簡易入力ソフト（請求データの作成及び送信を行うソフトウェア）」及びこれらの「操作マニュアル」が郵送で届きます。

(2) 請求・支払時期

介護給付費又は訓練等給付費の請求は、サービスを提供した月の翌月の10日までに、インターネットによって行ってください。給付費の支払は、原則としてサービスを提供した月の翌々月の15日（その日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌平日）となります。

(3) お問い合わせ

インターネット請求に係る準備作業や各種手続、簡易入力システムへの入力方法などの御質問は、山口県国民健康保険団体連合会にお問い合わせください。

◆TEL：083-925-2697	◆FAX：083-934-3665
◆受付時間：平日8：30～17：00	

*請求の前提となる報酬算定については、次の基準等に基づき行ってください。

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第124号）
障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

2 人員配置基準に必要な項目の算出方法

(1) 利用者数

前年度の平均実利用者数（直近1年間の全利用者延べ数÷開所日数）

ただし、新規指定等の場合は次の推定数となります。

新規又は増設から6月未満	定員の90%
新規又は増設から6月以上1年未満	直近6月の平均値

(2) 平均障害支援区分

算出方法は次のとおりです。

$$\{ (2 \times \text{区分2に該当する前年度の延べ利用者数}) + (3 \times \text{区分3に該当する前年度の延べ利用者数}) + (4 \times \text{区分4に該当する前年度の延べ利用者数}) + (5 \times \text{区分5に該当する前年度の延べ利用者数}) + (6 \times \text{区分6に該当する前年度の延べ利用者数}) \} \div \text{総延べ利用者数}$$

(算出結果は、小数点第2位以下を四捨五入する。)

3 サービス管理責任者

(1) サービス管理責任者の配置が必要なサービス種類

下表のサービス種類の事業者は、個別支援計画の策定やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員に対する技術指導及び助言等を行うサービス管理責任者の配置が必要です。

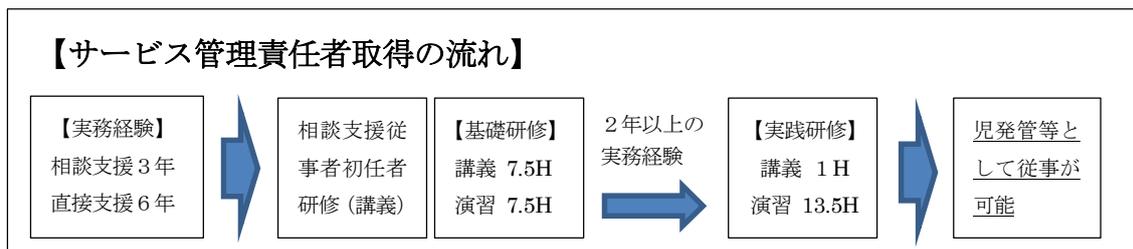
サービス種類	必要員数（1事業所当たり）
療養介護、生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 *1人以上は常勤 *就労定着支援については、就労定着支援及び一体的に運営している障害福祉サービスの利用者の合計数に応じて配置
自立生活援助	<p>[常勤の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：利用者数が60人を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 <p>[常勤以外の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が30人以下：1人以上 ・利用者数が30人以上：利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 *併設する指定地域移行支援事業所又は指定地域定着支援事業所を一体的に運営している場合は、当該事業所に配置された相談支援専門員については、指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者の職務と兼務して差し支えない。
共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が30人以下：1人以上 ・利用者数が31人以上：利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 *常勤要件はなし

(2) サービス管理責任者の要件

サービス管理責任者として配置するためには、①及び②の要件を満たす必要があります。

①実務経験	障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(年数は経験の種類に応じて3年、5年、8年) (*)
②研修の修了	「相談支援従事者初任者研修」の講義部分(2日間)を修了及びサービス管理責任者研修(基礎研修及び実践研修)を修了

* 実務経験の要件は、平成18年9月29日厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に定められています(次の表参照)。



※ 実践研修について、以下の3要件を満たす者についても、例外的に受講が可能です。

- ①実務経験要件を満たした上でサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(基礎研修)を修了している。
- ②基礎研修後、個別支援計画作成の業務に6月以上従事し(OJT)、少なくとも概ね10回以上実施する。
- ③個別支援計画作成の業務に従事することを事前に指定権者に届け出る。

(注) 利用定員の合計が20人以上の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の多機能型事業所は、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の兼務はできません。

サービス管理責任者の実務経験

以下の①～③のいずれかを満たしていること

- ① (一) 及び (二) の期間が通算して5年以上である者
- ② (三) の期間が通算して8年以上である者
- ③ (一) から (三) までの期間が通算して3年以上かつ (四) の期間が通算して3年以上である者

【サービス管理責任者 実務経験一覧表】

(一)	次の(a)から(f)に掲げる者が、 相談支援の業務 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務)に従事した期間	
	a	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業
	b	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター
	c	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設(※3)、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設(※4)、介護医療院、地域包括支援センター
	d	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
	e	特別支援学校
f	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・(四)に掲げる資格を有する者 ・(a)から(e)までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者 	
(二)	次の(a)から(e)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等(次のいずれかに該当する者)が、 直接支援の業務 (身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務)に従事した期間 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・保育士、児童指導員任用資格者(※1) ・精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者 	
	a	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設(※3)、介護老人保健施設(※4)、介護医療院、病院又は診療所の療養病床
	b	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業(※5)
	c	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
	d	障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社(特例子会社)、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所(重度障害者多数雇用事業所)
	e	特別支援学校
(三)	(二)の(a)から(e)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間	
(四)	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	

「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」抜粋
(平成18年9月29日厚生労働省告示第544号)

※1 児童指導員任用資格者

①	知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
②	社会福祉士の資格を有する者
③	精神保健福祉士の資格を有する者
④	学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学(以下「社会福祉学等」という。)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑤	学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
⑥	学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑦	外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑧	学校教育修了者等であって、二年以上児童福祉事業(※2)に従事したもの
⑨	学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が相当と認めた者
⑩	3年以上児童福祉事業(※2)に従事した者であって、知事が相当と認めたもの

※2 児童福祉事業

社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業	
第一種社会福祉事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

※3 老人福祉施設

「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に規定される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※4 介護老人保健施設

「介護老人保健施設」とは、介護保険法第8条第28項に規定される、心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするために介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

※5 老人居宅介護等事業

「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第5条の2第2項に規定される、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業(介護保険法にいう「訪問介護」等)をいう。

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

児童発達支援管理責任者の実務経験

以下の①～③のいずれかを満たしていること

- ①イ及びロの期間が通算して5年以上かつ当該期間からハの通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ②ニの期間が通算して8年以上かつ当該期間からホの通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ③イ、ロ及びニの通算期間からハ及びホの通算期間を除いた期間が3年以上かつへの通算期間が5年以上である者

【児童発達支援管理責任者 実務経験一覧表】

イ	次の(1)から(6)に掲げる者が、 相談支援の業務 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務)に従事した期間	
	(1)	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業
	(2)	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター
	(3)	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設(※3)、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設(※4)、介護医療院、地域包括支援センター
	(4)	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
	(5)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
(6)	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・(へ)に掲げる資格を有する者 ・(1)から(5)までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者 	
ロ	次の(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等(次のいずれかに該当する者)が、 直接支援の業務 (身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務)に従事した期間 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・保育士、児童指導員任用資格者(※1) ・精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者 	
	(1)	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設(※3)、介護老人保健施設(※4)、介護医療院、病院又は診療所の療養病床
	(2)	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業(※5)
	(3)	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
	(4)	障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社(特例子会社)、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所(助成金受給事業所)
	(5)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校

ハ	老人福祉施設(※3)、救護施設、更生施設、介護老人保健施設(※4)、介護医療院、地域包括支援センターの従業者が、 相談支援の業務 に従事した期間
ニ	老人福祉施設(※3)、介護老人保健施設(※4)、介護医療院、病院又は診療所の療養病床、老人居宅介護等事業(※5)、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、 直接支援の業務 に従事した期間
ホ	ロの(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間
ハ	老人福祉施設(※3)、介護老人保健施設(※4)、介護医療院、病院又は診療所の療養病床、老人居宅介護等事業(※5)、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間
ヘ	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」抜粋

(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)

※1 児童指導員任用資格者

①	知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
②	社会福祉士の資格を有する者
③	精神保健福祉士の資格を有する者
④	学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学(以下「社会福祉学等」という。)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑤	学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
⑥	学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑦	外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑧	学校教育修了者等であって、二年以上児童福祉事業(※2)に従事したもの
⑨	学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めた者
⑩	3年以上児童福祉事業(※2)に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

※2 児童福祉事業

社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業

第一種社会福祉事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

※3 老人福祉施設

「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に規定される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※4 介護老人保健施設

「介護老人保健施設」とは、介護保険法第8条第28項に規定される、心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするために介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

※5 老人居宅介護等事業

「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第5条の2第2項に規定される、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業（介護保険法にいう「訪問介護」等）をいう。

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

相談支援専門員実務経験一覧表

業務範囲	具体的な対象施設・事業	年数	
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援業務 (※①)	i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業	5年以上
		ii 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター	
		iii 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	
		iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
		v 特別支援学校	
		vi 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 (3) 国家資格等※を有する者 (4) i からvまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者	
	直接支援業務 (※②)	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床	10年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業	
		c 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
		d 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社（特例子会社）、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（重度障害者多数雇用事業所）	
		e 特別支援学校	
		上記 a から e の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
	該当者 資格	国家資格等(※③)に係る業務に従事した期間が <u>通算5年以上の者</u> *で、上記の相談支援業務及び直接支援業務に従事する者	3年以上

※① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

※② 直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※③ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

4 契約（基本的な考え方）

(1) 契約者について

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用制度は、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みですので、原則として利用者本人と事業者の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。

(2) 契約に当たって事業者が行うべき事項について

ア 重要事項の説明

サービスの利用申込みに際して、事業者の目的、運営方針、事業者の概要及び職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、事業者へ支払うべき費用の内容など、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、書面を交付して懇切丁寧に説明し、当該事業所からサービスの提供を受けることについて利用者の同意を得なければなりません。

イ 契約の締結

市町の支給決定を受けた利用者 と事業者の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。

なお、社会福祉法第77条の規定により、社会福祉事業（障害福祉サービス事業は第2種社会福祉事業に位置づけられる）の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければなりません。

- ・当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ・当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- ・当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・その他厚生労働省令で定める事項

ウ その他

上記以外に、事業者が行わなければならない事項として、利用者の受給資格の確認、契約支給量の市町への報告（*）、サービス提供の記録、利用者負担額の受領及び領収証の交付、代理受領による介護給付費等が支払われた際の利用者への通知、個別支援計画の作成等があります。指定基準（10頁～）をよくお読みください。

*新規に契約を締結したとき、契約を終了したとき、契約量を変更したときは、遅滞なく市町に報告する必要があります。

5 施設内防災計画

- ・山口県では、平成24年度に「指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を策定しました。
- ・その中で、平成21年7月の豪雨災害を踏まえ、土砂災害への対応を中心に、福祉・医療施設の防災対策の強化に取り組んできたことから、その取組の理念、内容を、県独

自基準として盛り込み、事業者に対し、「施設内防災計画」の策定を義務付けることによって、要援護者支援対策の充実を図ることとしています。

＜条例内容＞

○事業者は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画(以下「施設内防災計画」という。)を策定しなければならない。

○事業者は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業員及び利用者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

○事業者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

○前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

- ・事業を開始する前には、事業所等の立地条件などを確認され、「施設内防災計画」を必ず策定していただくとともに、事業開始後も当該計画に基づき、火災、地震、風水害等を想定した避難訓練を実施し、利用者及び職員の安全確保に万全を期していただきますようお願いいたします。
- ・なお、施設内防災計画の策定に当たっては、下記マニュアルを参考にしてください。

◆「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(県厚政課ホームページ掲載)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/44/17760.html>

6 確認が必要な告示、通知

- ・指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)
- ・厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平成18年9月29日厚生労働省告示第542号)
- ・指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日厚生労働省告示第544号)
- ・指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第547号)
- ・指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第226号)
- ・食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年9月29日厚生労働省告示第545号)
- ・障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部部長通知)
- ・「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について(平成16年9月29日障障発第0929001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- ・就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について(平成18年10月2日障障発第1002003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- ・就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)